



8 古 上 下 6 9 2 号
令 和 8 年 7 月 2 日

古賀市上下水道事業経営等審議会
委 員 各 位

古賀市長 田辺 一城



上下水道事業の経営や今後の料金等のあり方について（諮問）

このことについて、古賀市上下水道事業経営等審議会条例（平成20年条例第3号）第1条の規定に基づき設置された貴審議会に、下記の事項について諮問いたします。

記

1. 諮問事項

- (1) 古賀市水道事業の経営や今後の料金等のあり方について
- (2) 古賀市下水道事業の経営や今後の使用料のあり方について

2. 諮問の趣旨

- (1) 本市水道事業は、地方公営企業法に基づき独立採算を原則に、水道料金を主な財源として経営を行っております。

昨今、一般家庭における節水機器の普及や、企業など大口需要者の節水努力等から給水量は減少傾向にあり、将来人口の減少が継続すると、給水量はさらに低下することが予測されます。

一方、古賀浄水場の廃止を決定し、令和7年7月1日より他団体からの全量受水といたしました。老朽化した水道管の更新需要が増大していくことは明らかな状況であります、今後の経営環境は厳しさを増すものと思われれます。

つきましては、将来に渡って安全・安心な水の供給を行うため、水道事業の経営のあり方や今後の料金等のあり方について、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

- (2) 下水道は、公共用水域の水質保全と市民生活を支える不可欠な社会基盤であり、将来にわたり安定的に運営される必要があります。運営に際しては、汚水処理に係る事業活動の必要経費を利用者からの使



用料等で賄う独立採算制が原則とされています。

古賀市では前回、令和 6 年度から令和 8 年度までの期間に必要な経費を算定し、下水道使用料の改定を実施しました。しかし、物価の急激な高騰や施設の老朽化等を背景として、令和 8 年度当初予算において再び純損失を計上している状況です。加えて、国の交付金に関する交付要件として、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で下水道使用料改定の必要性を検証することが求められるなど、使用料の定期的な検証が必要とされています。

このような状況を踏まえ、持続可能な事業運営と安定的なサービス提供を確保するため、現行の下水道使用料の妥当性、料金体系の在り方、将来見通しに基づく必要収支の確保手段、受益者負担の公平性および利用者への影響等について、総合的な検証が必要となっています。

つきましては、古賀市上下水道事業経営等審議会において多角的にご審議いただき、望ましい使用料等の在り方についてご答申くださるよう、ここに諮問いたします。